

専攻建築士 登録申請について（新規登録）

専攻建築士制度とは、消費者保護の視点に立ち、高度化し、かつ多様化する社会ニーズに応えるため、専門分化した建築士の専門領域および専門分野を表示することで、建築士の責任の明確化を図る目的の自主的な制度です。自己研鑽の目標と成果の証明として専攻建築士を申請しましょう。

新規登録申請については、以下に記載した連合会のホームページから新規申請書一式をダウンロードして頂き、建築士会事務局窓口へご提出ください。

今年度の登録申請受付期間は、平成30年1月9日（火）～平成30年2月28日（水）です。

なお、申請の際は本年度までのCPD登録料の納入が条件となりますので、未だお済みでない方は納入くださいますようお願いいたします。

【専攻建築士登録認定の要件】

以下のすべての条件を満たすことが認定の要件になります。

- ①建築士免許取得後5年以上の実務経験があること
- ②責任ある立場での実務実績を3件以上申請書に記載し提出すること
- ③直近1年間でCPD12単位以上を取得していること

【参考】

専攻建築士について（日本建築士会連合会HP）

<http://www.kenchikushikai.or.jp/senko-new/summary.html>

【申請方法について】

以下の書類をご準備の上、平成30年1月9日（火）～2月28日（水）までの期間に、ご持参、郵送、メール等にて申請をお願いいたします。

◆専攻建築士審査・登録申請書ダウンロード（日本建築士会連合会ホームページ）

<http://www.kenchikushikai.or.jp/senko-new/download.html>

➤ 申請手数料（消費税込）

領域数	申請手数料
1領域	17,280円
2領域	18,360円
3領域	19,440円

申請手数料は、下記口座へお振込または現金にて事務局に納入してください。

【振込先口座】

銀行名： 荘内銀行 北山形支店（普通口座）

口座番号： No. 96722

口座名義： 一般社団法人 山形県建築士会

◆ 申請書の提出先・申請に関するお問合せ先 ◆

〒990-0825 山形市城北町1丁目12-26 山形建築会館3階

(一社) 山形県建築士会 事務局 (担当：井上)

【電話】023-643-4568 【FAX】023-643-4562

【メール】mail@yamagata-ken.org